

住宅に設置する防犯対策用品の購入・設置費用を補助します！

令和8年度

# 大田区住まいの 防犯対策緊急補助金

## 申請期間

令和8年4月1日（水）～ 12月28日（月）

※郵送の場合は消印有効です。

※申請額が予算上限に達した場合、途中で受付を終了することがあります。その際はあらかじめホームページ等でお知らせします。

## 対象者

大田区に住民登録がある世帯主の方またはそれに準ずる方

※申請は1世帯1回限りです。令和7年度に世帯の構成員が本補助金(都内の他自治体による同種の補助金を含む)の交付を受けた場合は対象外となります。

※世帯主に準ずる方とは、世帯主と同一の世帯に属する方であり、世帯主ご本人が申請を行うことができない理由の申し出を行い、その理由が適当であると認められる方を指します。

## 対象品目

令和8年4月1日以降に購入・設置が完了した以下の12品目の防犯機器等<sup>※1</sup>

- 家庭用防犯カメラ<sup>※2</sup>
- 防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換
- カメラ付きインターホン<sup>※2</sup>
- ガラス破壊センサー
- 面格子
- 防犯砂利<sup>※4</sup>
- 防犯フィルム<sup>※3</sup>
- センサーアラーム
- サムターンカバー
- センサーライト
- ドアガードプレート
- 防犯ガラス

※1 複数品目の申請が可能です。

※2 器具又は両面テープ等で固定し、安易に移動できないものである必要があります。

※3 防犯用として販売されているものが補助対象となります。

※4 “防犯”砂利として販売されているものが補助の対象となります。

## 補助金額

購入・設置費用の総額の3/4（1,000円未満切り捨て）

補助上限30,000円

※複数品目を申請する場合でも補助上限額は変わりません。



【問い合わせ先】

大田区住まいの防犯対策補助センター

050-8894-7027

受付時間：平日 9時～18時

詳細はこちら↓



## 申請方法

- ウェブ申請

以下のURLまたは右のQRコードからアクセスしてください。  
<https://logoform.jp/f/NjCOv>



- 郵送申請

必要書類一式を次の宛先へ郵送してください。

〒330-9799 さいたま新都心郵便局 私書箱150号  
大田区住まいの防犯対策補助センター 宛

※郵送先は大田区役所ではありません。

※提出いただいた書類は原則返却できませんのでご注意ください。

## 必要書類

- ・ 大田区住まいの防犯対策緊急補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ・ 誓約書（第2号様式）
- ・ 領収書等の写し  
…申請者本人の氏名、防犯機器等の製品名（型番）、設置工事費等の内容、その購入日または施工日、支払金額、領収年月日等が記載されたもの
- ・ 防犯機器等の内容が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 防犯機器等の設置状況がわかる写真
- ・ 補助金の振込先の口座情報が確認できる書類の写し  
…申請者本人名義の通帳・キャッシュカード等
- ・ 申出書（第3号様式）  
※世帯主本人が申請する場合は提出不要です。
- ・ 本人確認書類の写し  
※ウェブ申請を行う場合のみ提出が必要です。



## 注意事項

- ・ マンション管理者や管理組合など居住者以外からの申請はできません。
- ・ 賃貸物件や共同住宅に設置する場合、管理者や所有者等の同意を得る必要があります。
- ・ カメラ機能の付いている機器を設置する場合、設置場所及び撮影範囲は申請者の管理の及ぶ範囲としてください。やむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合も、近隣住民等のプライバシー保護に十分留意してください。
- ・ 設置工事費を申請する場合は、専門業者が設置したものである必要があります。
- ・ 設置費用のみの申請や、リースやレンタル、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなどの委託費等毎月の支払いが生じるもの、移設・撤去費用・配送料等、補助対象とならない経費があります。
- ・ 申請者氏名、領収書の宛名及び補助金の振込口座名義は同一である必要があります。
- ・ 申請を行う防犯機器等について、他の補助金との併用はできません。
- ・ 販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）やポイントを利用した支払は割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を購入費用として申請してください。